特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
綾部市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
京都府綾部市長

公表日
令和7年5月7日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	・国民年金法に基づき国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルは、主に次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失・変更等の届出事務 ②国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例申請事務 ③年金受給に伴う裁定請求（未支給請求・遺族年金請求・一時金を含む）事務
③システムの名称	国民年金システム、国民年金システム（標準準拠システム）、団体内統合宛名システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
国民年金ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項（利用範囲）　別表項番46並びに国民年金法第12条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部　市民・国保課
②所属長の役職名	市民・国保課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1　☎0773-42-0502

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部　市民・国保課　医療年金担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1　☎0773-42-4253

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	異動・照会の権限において、自庁システム側で職員のアクセス権限を設定しており、また、アクセス権限の所有者はID、パスワード等を適切に管理している。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	セキュリティが確保されていたネットワーク環境を整備し漏洩のリスクを抑制している。また、特定個人情報を含む書類は施錠のできる書棚に保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月30日	Ⅱ1．いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年4月30日	Ⅱ2．いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和3年6月18日	Ⅰ7．請求先	企画総務部　総務課　情報管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	事後	
令和4年6月13日	Ⅱ1．いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和4年6月13日	Ⅱ2．いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和4年6月13日	Ⅰ4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する	実施しない	事後	
令和4年6月13日	Ⅰ4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法務上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条（特定個人情報の提供の制限）　第7号、別表第二項番47、48、49、50		事後	
令和5年6月13日	Ⅱ1．いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和5年6月13日	Ⅱ2．いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和5年6月20日	Ⅰ5②所属長の役職名	課長	市民・国保課長	事後	
令和6年4月3日	Ⅰ7.連絡先	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-0502	事後	
令和6年4月3日	Ⅰ8.連絡先	市民環境部　市民・国保課　福祉医療・年金担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	市民環境部　市民・国保課　医療年金担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4253	事後	機構改革による
令和6年4月3日	Ⅱ1．いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月3日	Ⅱ2．いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年5月7日	公表日	令和6年4月3日	令和7年3月31日	事前	新様式への移行に伴う追加記載
令和7年5月7日	Ⅳ8．人手を介在させる作業	記載なし	対策は十分である。（判断根拠の記載）	事前	新様式への移行に伴う追加記載
令和7年5月7日	Ⅳ11．最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	重点項目評価を実施するに「○」	事前	新様式への移行に伴う追加記載
令和7年5月7日	Ⅰ1③システムの名称	国民年金システム	国民年金システム、国民年金システム（標準準拠システム）	事前	
令和7年5月7日	3．法令上の根拠	別表第一項番31	別表項番	事後	
令和7年5月7日	Ⅱ1．いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月7日	Ⅱ2．いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月7日	Ⅳ11．最も優先度が高いと考えられる対策	重点項目評価を実施するに「○」	重点項目評価を実施する「○」→「　」	事後	
令和7年5月7日	Ⅳ11．最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	＜選択肢＞8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年5月7日	Ⅳ11．当該対策は十分か	記載なし	2）十分である	事後	
令和7年5月7日	Ⅳ11．判断の根拠	記載なし	セキュリティが確保されていたネットワーク環境を整備し漏洩のリスクを抑制している。また、特定個人情報を含む書類は施錠のできる書棚に保管している。	事後	